

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年（2022 年）2 月 24 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 指定管理者の名称

大通周辺自転車等駐車場利用推進グループ

代表団体：株式会社札幌振興公社

構成団体：株式会社ベルックス

構成団体：株式会社キタデン

構成団体：札幌大通まちづくり株式会社

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

大通周辺自転車等駐車場 9 か所

名称	位置
北 1 西 1 地下自転車駐車場	札幌市中央区北 1 条西 1 丁目
大通西 1 丁目自転車駐車場	札幌市中央区大通西 1 丁目
市役所自転車駐車場	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
西 2 丁目線地下自転車等駐車場	札幌市中央区南 1 条西 1 丁目、 札幌市中央区南 1 条西 2 丁目、 札幌市中央区南 2 条西 1 丁目、 札幌市中央区南 2 条西 2 丁目
南 2 西 4 五番街自転車駐車場	札幌市中央区南 2 条西 4 丁目
大通西 5 丁目自転車駐車場	札幌市中央区大通西 5 丁目
大通西 6 丁目自転車駐車場	札幌市中央区大通西 6 丁目
北 1 西 6 暫定自転車等駐車場	札幌市中央区北 1 条西 6 丁目
南 2 西 3 地下自転車駐車場	札幌市中央区南 2 条西 3 丁目

3 管理を行わせる期間

令和4年（2022年）3月18日から令和9年（2027年）3月31日まで

4 管理業務の範囲

- (1) 自転車等駐車場の維持管理に関する業務
- (2) 自転車等駐車場の定期利用の承認にかかる業務
- (3) 自転車等駐車場の一時利用にかかる業務
- (4) 冬期間の自転車等の保管の承認にかかる業務
- (5) 上記業務に付随する業務

5 利用料金に関する事項

(1) 利用料金制度

ア 大通周辺自転車等駐車場においては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用する。

イ 指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができる。

ウ 利用料金は、札幌市が条例で定める額を上限として、指定管理者が札幌市の承認を得て定めることができる。

(2) 減免・還付

ア 指定管理者は「札幌市自転車等駐車場条例」第9条の規定により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は第10条の規定により利用料金を還付する。

イ 減免及び還付は、条例、規則及び札幌市自転車等駐車場管理実施要領に定めるところにより行う。